

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、
名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	剪定枝粉碎処理等派遣業務
2. 発注室	環境対策室
3. 業務概要・契約期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日 ① 発注者が指示した場所まで、名張市所有の剪定枝粉碎処理車（以下「チップパー車」という）で移動し、枝木類の粉碎処理を行い、指示した場所へ処理物の排出を行うこと。 ② 業務実績を発注者指定の日報に記入すること。 ③ その他、発注者が指示した業務を行うこと。
4. 場所	名張市 鴻之台1番町ほか 地内
5. 契約予定日	令和 7年 4月 1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有する者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。

